

運 航 基 準

令和 5 年 9 月 1 日

株式会社 クルーズクラブ東京

目 次

第 1 章 目的

第 2 章 運航の可否判断

第 3 章 船舶の航行

添付 運航基準図 クリスタルベイクルーズ (A・B・C コース)

第1章 目 的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、クリスタベイクルーズの船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

気象・海象 港名	風 速	波 高	視 程
京浜港	15m/s 以上	1.0m 以上	500m 以下

2 船長は、発航前において、当該発航港に近接した海域における視程に関する情報を確認し、それぞれ次に掲げる条件に達していることが観測され又は達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

3 船長は、前2項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断等)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により安全な運航が困難となるおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、反転等の適切な措置をとらなければならない。

(入港の可否判断)

第4条 船長は、入港予定港内の気象・海象に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、入港を中止し、適宜の海域での錨泊、抜港、臨時寄港その他適切な措置をとらなければならない。

第4条の2 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を航海日誌及び運航可否判断記録簿に記録するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記録すること。記録は、適時まとめて記載してもよい。(令和5年9月1日改定)

第3章 船舶の航行

(運航基準図等)

第5条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点、終点及び寄港地の位置並びにこれらの相互間の距離
 - (2) 航行経路（針路、変針点、基準経路の名称等）
 - (3) 標準運航時刻（起点、終点及び寄港地に発着時刻並びに主要地点通過時刻）
 - (4) 船長が甲板上の指揮をとるべき狭水道等の区間
 - (5) 通航船舶、漁船等により、通常、船舶がふくそうする海域
 - (6) 船長が運航管理者と連絡をとるべき地点
 - (7) その他航行の安全を確保するために必要な事項
- 2 船長は、基準経路、避険線その他必要とみとめる事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。
- （基準経路）

第6条 基準経路は、運航基準図に記載のとおりクリスタル ベイ クルーズAコース、Bコース、Cコースの3経路とする。

- 2 船長は、気象・海象等の状況により、基準経路以外の経路を航行しようとするときは、事前に運航管理者と協議しなければならない。ただし、緊急の場合であって事前に協議できないときは、速やかに変更後の経路を運航管理者に連絡するものとする。
- 3 運航管理者は、前項の協議又は連絡を受けたときは、当該経路の安全性について十分検討し、必要な助言又は援助を与えるものとする。
- 4 運航管理者は、前項の協議又は連絡を受けたときは、当該経路の安全性について十分検討し、必要な助言又は援助を与えるものとする。

（速力基準等）

第7条 速力基準は、次表のとおりとする。

速 力 区 分		速 力	毎 分 機 関 回 転 数
港 内	最 微 速	6 ノット	1, 0 5 0 rpm
	微 速	8	1, 2 6 0
	半 速	1 0	1, 5 3 0
	全 速	1 2	1, 9 5 0
航 海 速 力		1 2	1, 9 5 0

- 2 船長は、速力基準表を船橋内及び機関室の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。
- 3 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備え付けておかなければならない。

（船長が甲板上の指揮をとるべき海域）

第8条 船長は、運航中は船橋にあって、常時指揮をとるものとする・

（特定航法）

第9条 東京港の航法

- (1) 船舶は、入港しようとするときは、芝浦船溜りを右に見て最微速にて航行し、臨港消防署付近では大回りをして、港南大橋を通橋するものとする。
- (2) 京浜運河内において、各曲がり角の手前では、わん曲部信号を吹鳴して航行するものとする。
- (3) 船舶は、出航しようとするときは水上警察署及び臨港消防署を右に見て最微速にて小回りして、航行するものとする。
- (4) 船舶は、水路においては他の船舶と並航して航行し又は他の船舶を追い越してはならない。
- (5) 港内、特に京浜運河内においては、いかなる場合でも船体を停止できる速力で航行するものとする。
- (6) いかなる場合でも、他の船舶を優先船と見、早めの避航動作を行い、危険を回避し、衝突のおそれを発生させないものとする。

(通常連絡等)

第10条 船長は、基準経路上の次の(1)の地点を通過したときは、当該地点を管理する本社の運航管理者あて次の(2)に事項を連絡しなければならない。

(1) 折り返し地点

(2) 連絡事項

- ① 通過地点
- ② 通過時刻
- ③ 天候、風向、風速、波浪、視程の状況
- ④ その他入港予定時刻等運航管理上必要と認める事項

(連絡方法)

第11条 船長と、運航管理者の連絡は、次の方法による。

1 Km 以内であればトランシーバー、それ以上の距離がある場合は船舶携帯電話により連絡するものとする。

(機器点検)

第12条 船長は、入港着岸前、桟橋手前200m等入港地の状況に応じ安全な海域において、期間の後進、舵等の点検を実施する。これは、短い航路において、1日に何度も出入港を繰り返す場合も同様である。

(記録)

第13条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を運航管理日誌、航海日誌に記録するものとする。